対　象		支援策　＊【 】内は制度の主体（例：【国】＝国の制度）		概　　要	問　合
【事業者向け】事業継続					
前向きな投資をしたい	中小企業者、中堅企業	31	中小企業等事業再構築促進事業【国・市】	・ポストコロナ、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、**中小企業などの思い切った事業再構築の取組みを支援**	事業再構築補助金コールセンター ☎0570-012-088
				・**事業者の自己負担分の一部を助成** ・3月31日㈭までに市への計画認定申請が必要（国の交付決定書を添付する必要があります）	商工振興課 ☎35-3144
資金繰りのための融資などを受けたい	中小企業者	32	市内金融機関が取り扱う融資 ・県返済ゆったり資金 ・新型コロナ経営改善資金 ・県経済変動対策資金 ・新型コロナウイルス感染症にかかる特別融資　【県・市】	・売上げなどが減少している事業者の資金繰りを支援（融資ごとに必要となる要件は異なる） ＜融資条件＞**融資限度額:1億円** **償還期間:10年以内**（据置5年以内） ・融資条件は融資制度により異なる。	市内金融機関 県商業・金融課 ☎058-272-8389
				・事業者の負担を軽減するため、市による支援を追加（3月31日㈭までの融資実行分） ・利子:**3年間全額補給** ・保証料:**全額補給**	商工振興課 ☎35-3144
	中小企業者	33	日本政策金融公庫が取り扱う融資 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・経営環境変化対応資金（セーフティネット資金） ・マル経融資（小規模事業者経営改善資金） ・衛生環境激変特別貸付 【県・市】	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを支援（融資ごとに必要となる要件は異なる） ＜融資条件＞融資限度額:**7.2億円（中小企業事業）** **6千万円（国民生活事業）** 償還期間:**運転15年以内、設備20年以内（いずれも据置5年以内）** ・融資条件は融資制度により異なる ・新型コロナウイルス感染症特別貸付、マル経融資（小規模事業者経営改善資金）については**国による利子補給あり**（金額上限・条件あり）（3月31日㈭までの融資実行分）	市内金融機関 県商業・金融課 ☎058-272-8389
				・マル経融資（小規模事業経営改善資金）、衛生環境激変特別貸付について、国の利子補給の対象とならない融資に対し市による支援を追加（3月31日㈭までの融資実行分） ・利子:**3年間全額補給**	商工振興課 ☎35-3144
	農業者	34	市内金融機関が取り扱う新型コロナウイルス感染症対策農業者向け融資の利子補給　【市】	・事業者の負担を軽減するため、対象融資に対する市による支援を行う（令和3年12月1日㈬から3月31日㈭までの融資実行分） ・利子:**3年間全額補給**	市内金融機関 農務課 ☎35-3141
	農林漁業者	35	農林漁業セーフティネット資金【日本政策金融公庫】	・資金繰りに著しい支障をきたしている農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を貸付 ・**貸付限度額 600万円**	市内金融機関 日本政策金融公庫 ☎0120-926-478
	林業・木材産業運営者	36	林業・木材産業災害復旧対策保証【(独)農林漁業信用基金】	・経営の維持安定が困難な運営者に対する貸付 ・**債務保証の当初5年間の保証料免除、保証限度額8,000万円** ＊申込窓口は、取引先の金融機関	(独)農林漁業信用基金 ☎03-3434-7826 ☎03-3434-7827

ご不明な点は、新型コロナウイルス総合窓口（☎36-0024）までお問い合わせください。